



平成30年12月5日
国土交通省中部地方整備局
木曾川下流河川事務所

所有者不明船の撤去を実施します

不法係留船に対する簡易代執行の実施（海津市海津町油島地先）

揖斐川左岸 13.7k 付近（海津市海津町油島地先）において、平成 30 年 12 月 11 日（火）9 時より、河川法第 75 条第 3 項に基づき、所有者不明の船舶を撤去（簡易代執行）いたします。

木曾川下流河川事務所では、学識経験者、地方自治体及び警察等の関係者による「木曾三川下流部船舶対策協議会」を平成 20 年に設立し、不法係留船対策に取り組んでおり、平成 23 年 6 月 22 日に「重点的撤去区域」を揖斐川左岸 13.6k～14.6k（海津市海津町油島地先 治水神社から大江樋門付近）に設定しました。

上記により重点的撤去区域内に不法に係留している船舶登録番号表示のない所有者不明の船舶に対し、平成 30 年 10 月 31 日に河川法第 75 条第 3 項の監督処分（簡易代執行）を行う旨の公告を行いましたが、平成 30 年 11 月 30 日の除却期限を経過しても撤去されず不法に係留されているため、撤去を行います。

1. 簡易代執行開始日時

平成30年12月11日（火）9：00～

なお、気象状況により日程が変更となる場合があります。作業中止に関するお問い合わせは「問い合わせ先」（木曾川下流河川事務所占用調整課）までお願いします。（8:30～17:15）

2. 実施場所 揖斐川左岸 13.7k（海津市海津町油島地先）

3. 作業日程
- | | | |
|-----------|---------------|---------------|
| 12月11日（火） | 9:00～16:00頃まで | （船体調査） |
| 12月12日（水） | 9:00～16:00頃まで | （現地除却・保管） |
| 12月13日（木） | 9:00～16:00頃まで | （　　　　　） |
| 【予備日】 | 12月14日（金） | 9:00～16:00頃まで |

4. 取材について

- ・現地取材については事前登録制とさせていただきます。別紙4「取材登録書」を12月10日（月）17時までに「問い合わせ先」（木曾川下流河川事務所占用調整課）までFAXにて提出をお願いします。
- ・取材当日は現地本部受付までお立ち寄り頂き、現地取材中は所属報道機関名が判る腕章等の着用をお願いします。

- ・安全管理上、作業区域への立ち入りを制限させていただきますので、当日の取材・撮影場所については、職員の誘導に従って頂きますようご協力をお願いします。また、作業を安全かつ速やかに進める必要上、取材は広報担当職員のみへお願いします。

5. 配布資料

- (1) 位置図
- (2) 行政代執行と簡易代執行
- (3) 取材登録書

6. 解 禁 指定なし

7. 配 布 先 岐阜県政記者クラブ、桑名市政記者クラブ、大垣市政経済記者クラブ、津島記者会

問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局	木曾川下流河川事務所
副所長(事務) 大石 晴義	TEL: 0594-24-5718
保全対策官 福田 寛	FAX: 0594-24-5725

位置図

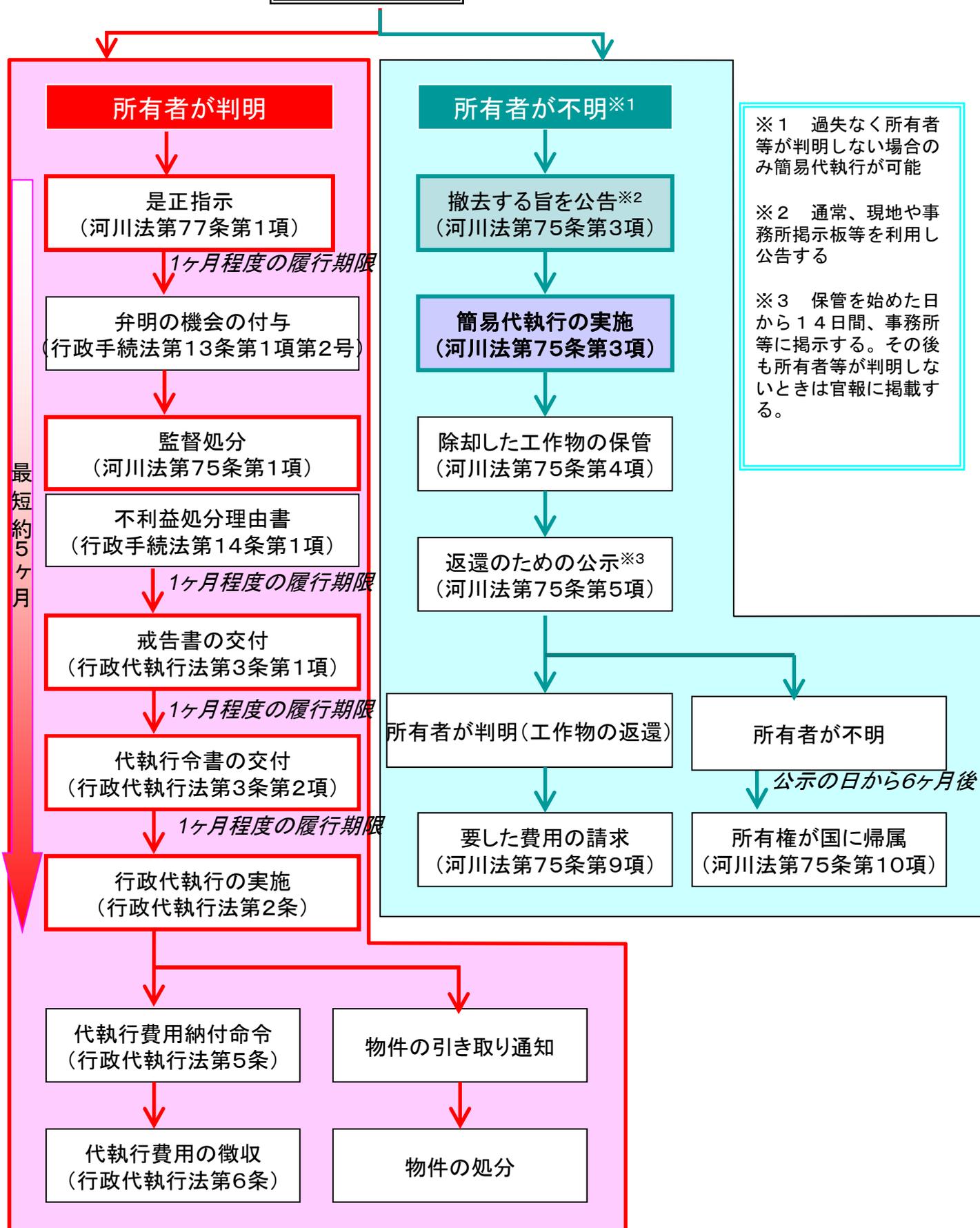


行政代執行と簡易代執行

行政代執行

不法係留船

簡易代執行



※1 過失なく所有者等が判明しない場合のみ簡易代執行が可能

※2 通常、現地や事務所掲示板等を利用し公告する

※3 保管を始めた日から14日間、事務所等に掲示する。その後も所有者等が判明しないときは官報に掲載する。

最短約5ヶ月

取材登録書

取材をご希望の報道機関におかれましては、12月10日(月)17時までにご登録をお願いします。

1. 報道機関名

2. 氏名

3. 連絡先 (TEL 番号)

4. 取材予定日

【事前ご登録先】 FAX : 0594-24-5725

【問い合わせ先】

国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所
副所長(事務) 大石 晴義
保全対策官 福田 寛 TEL : 0594-24-5718